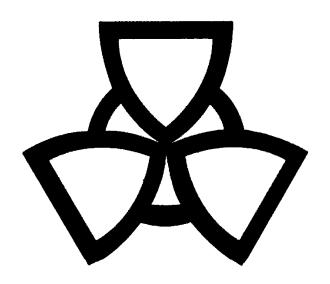
# 令和 5 年度 沖縄県立美咲特別支援学校 高等部 入学者選抜募集要項



沖縄県立美咲特別支援学校

〒904-2153 沖縄県沖縄市美里 4-18-1

TEL: 098-938-1037

FAX: 098-938-7700

HP: <a href="http://www.misaki-sh.open.ed.jp/">http://www.misaki-sh.open.ed.jp/</a>

# 令和5年度 沖縄県立美咲特別支援学校 高等部 入学者選抜募集要項

## 1 方針

本校の高等部における入学者の選抜は、沖縄県立特別支援学校高等部入学者選抜検査実施要項に従い、 高等学校(高等部)及び中学校(中学部)教育の正常な充実を期し、障害の種類や程度に応じて、公正 かつ妥当な方法で、本校における教育が必要な者を選抜するために、次の方針に基づいて実施する。

- (1) 選抜は、本校校長が学校教育法施行規則(昭和 22 年文部省令第 11 号)第 135 条第 5 項において準用する第 90 条第 1 項から第 3 項の規定により行う。
- (2) 選抜は、入学志願者(以下「志願者」という。)が募集定員を超過すると否とに関わらず行う。
- (3) 学力検査問題では、中学校等による国語、数学、技術(職業)分野、体育の4教科について、 県教育委員会が作成する県立特別支援学校高等部入学者選抜学力検査問題を一斉に実施する。た だし、一部の生徒には、一斉に実施する学力検査問題以外の学校作成問題を、実態に応じて実施 する。

#### 2 一般入学

#### (1) 出願資格

学校教育法施行令(昭和 28 年政令第 340 号)第 22 条の 3 号の規定に該当するもので、次のアから ウのいずれかにかに該当し、かつエを満たす者

- ア 特別支援学校中学部、中学校、義務教育諸学校の後期課程又は中等教育学校の前期課程(以下「中学校等」という。)を募集年度3月に卒業又は終了(以下「卒業」という。)見込みの者
- イ 中学校等を卒業した者。(以下「過年度卒業者」という。)
- ウ 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令11号)第95条各号のいずれかに該当する者
- エ 11 月末日までに志願前相談を受けた者
  - ※ 出願に当たっての留意事項

志願者は出願するにあたり、教育課程の理解と適切な進路決定を促すため、学校が実施する教育 相談や体験入学に原則として参加するものとする。

#### (2) 募集定員

募集定員は、県教育委員会が別に定める。

#### (3) 出願期間

出願期間	受付時間	受付場所
令和5年2月8日(水)	午前9時~午後5時	本校会議室
令和5年2月9日(木)	午前9時~午後4時	

※郵送の場合も、この期限までに必着のこと。ただし、本校校長が特別な事情があると認めた場合は、その限りでない。

#### (4) 出願手続

#### ア 通学区域に関する規則

- (ア) 沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則(平成22年3月31日教育委員会規則第3号。以下「通学区域の規則」という。)により定められた下記の区域に該当する志願者は、本校へ出願することができる。ただし、11月末日までに志願前相談を受けた者に限る。
  - ・恩納村(恩納村立仲泊及び山田小学校区域に限る。)

- ・うるま市(うるま市立津堅中学校区域を除く。) ・読谷村 ・嘉手納町
- ・沖縄市(沖縄市立山内中学校区域を除く。)
- (4) 中頭学区のうち、本校及びはなさき支援学校については、当分の間通学区域の規則に関わらず他の特別支援学校に出願することができるものとする。ただし、出願できる人数については、別途調整することがある。
- (ウ) 中頭学区のうち、本校の区域で美里高等学校分教室を希望する場合は、美里高等学校分 教室を第1希望、本校を第2希望として、必ず両方に記入する。また、本校のみを希望する 場合は、第2希望の記入は要さない。
- イ 志願者は、次の書類について出身中学校長又は出身特別支援学校長(以下「出身中学校長等」 という。)に提出しなければならない。
  - (ア) 入学志願書(第1号様式)
  - (4) 住民票謄本 (マイナンバーの掲載がなし)

ただし、次のa及びbの者のみとする。また、住民票謄本は、出願日3か月以内に発行されたものとする。

- a 沖縄本島、古宇利島、瀬底島、平安座島、宮城島、伊計島及び浜比嘉島に在住する者 で、通学区域が県全域ではない学科に出願する者
- b 志願者が県外の中学校等出身者で、保護者が県内に在住し、通学区域が県全域ではない学科に志願する者
- (ウ) 健康診断書(第8号様式) ただし、過年度卒業生のみとし、募集年度の1月以降に発行されたものとする。
- (エ) 療育手帳の写
  - ※ 更新期限が超過した療育手帳は無効とする。
  - ※ 療育手帳未取得の場合は、専門医の診断書(第11号様式)
  - ※ 専門医の診断書は、障害の程度が証明可能とするものとする。(知能検査名、検査結果 を必ず記入すること。)
  - ※ 療育手帳以外の障害者手帳を所持している場合は、その写も提出すること。(身体障害 者手帳、精神障害者手帳等)
- (オ) 確約及び証明書(第8号様式) ただし、次のa又はbの者に限る。
  - a 通学区域の規則第2条第1項ただし書きの規定により、同規則別表第2に揚げる地域 から出願する者
  - b 沖縄本島、宮古島または石垣島の各地域から当該各島に所在する特別支援学校以外の 特別支援学校に出願する者
- (h) 写真 2 葉·写真票(第 15 号様式)

写真 2 葉は、出願の日 6 ヶ月以内に撮影したものとし、カラー、白黒いずれも可とする。 上半身、脱帽、縦 4.5 c m×横 3.5 c m程度のものとし、裏面に氏名及び生年月日を記入する。うち 1 葉は、写真票に貼付する。

- (キ) 保護者記入調査票(本校様式)
- ウ 出身学校長は、志願者に係る上記の書類(住民票、健康診断書、確約及び証明書については、前記2の(4)のイの(4)、(ウ)、(ナ)で提出のあった者に限る。)に加え、以下の書類を本校校長に出願期間内に一括して提出するものとする。
  - (7) 調査書

通常の教育課程履修者用(第2号様式)又は知的の教育課程履修者用(第2号-2様式)

- ※原則として第2号様式を使用し、特に必要な場合に限って第2号-2様式を使用する。 ※特別支援学級に在籍している生徒で、中学校の教育課程を実施し評定している場合は、 第2号様式を作成する。
- (4) 入学志願者名簿(第3号様式)
- エ 学校教育法施行規則第95条各号のいずれかに該当する志願者は、次の書類を本校校長に提出しなければならない。
  - (ア) 入学志願書(第1号様式)
  - (イ) 本校校長が必要と認める書類
- オ 志願者が県外の中学校等に在学している場合は、次の手続きによる。
  - (ア) 県外からの入学志願のための許可願(第4号様式)を令和5年1月25日(その日が土曜日及び日曜日にあたる場合は、その日の直前の土曜日及び日曜日ではない日)までに教育長に提出し、許可を受けること。
  - (イ) 前記(ア)の許可願、入学志願書(第1号様式)、専門医の診断書(第3号様式)及び本校校 長が必要と認める書類を本校校長に提出しなければならない。

#### (5) 志願変更及び手続き

- ア (ア) 入学志願締切りの結果、志願者が定員を超えた学校に出願した者のうちで、出身中学校長 及び志願先特別支援学校長が適当と認めた者は、志願した特別支援学校高等部、学科また はコースの変更(以下「志願変更」という。)を行うことができる。
  - (4) 志願変更の可能な人員は、志願者数が入学定員を下回らない範囲内とする。
  - (ウ) 志願変更希望者が、志願可能な人員を上回る場合は、公正な抽選によって志願変更を認めることができる。

## イ 志願変更の日程

志願変更期間	受付時間	受付場所
令和5年2月15・16日(水・木)	午前9時~午後5時	本校会議室

- ウ 志願変更する者は、志願変更願(第6号様式)に必要な事項を記入し、出身中学校長等に提出 すること。
- エ 出身中学校長等は、前記ウの願い出が適当であると認める場合は、所定の期間内に志願先特別 支援学校校長に志願変更する者の志願変更願(第6号様式)を提出し、志願先特別支援学校にお いて志願変更を認められた者の入学書類の返却を受けるものとする。なお、郵送による志願変更 の受付及び入学志願書類の返却は原則として行わない。
- オ 志願変更する者は、返却された入学志願書に変更すべき事項(※印の欄)を記入し、「2一般入 学」の「(4) 出願手続き」に準じて入学志願書類を所定の期間内に志願変更先特別支援学校に提 出すること。
- カ 入学志願書取り下げ及び再提出期間

取り下げ・再提出	受付時間	受付場所
令和5年2月21日(火)	午前9時~午後5時	本校高等部
令和5年2月22日(水)	午前9時~午後4時	学部室

#### (6) 選抜の方法

- ア 本校校長を委員長とする選抜委員会を置く。
- イ 選抜委員会は、所定の出願書類、学力検査等及び面接の結果を基にして選抜を行う。

## (7) 学力検査等

#### ア 期日及び時間割等

時間	第1時限	第2時限		第3時限
日にち	$(10:00\sim10:50)$	$(11:15\sim12:05)$		(13:15~)
第1日目	国語または	数学または	尽	面接
3月7日 (火)	総合問題 I	総合問題II	昼食	
第2日目	技術(職業)また	体育		
3月8日 (水)	は行動観察			

- ※受検者は、筆記用具(シャープペンシルを含む。鉛筆は和歌・格言が印刷されているものは不可。)、定規、コンパス、はさみ(紙切り用)、スティックのりを携行すること(三角定規は可、分度器及び分度器機能付き定規・コンパス、三角スケールは不可)。
- ※受検者は、他に次のものを机の上に置くことができる。

時計 (ただし、辞書、電卓、端末等の機能があるものは不可。)、ティッシュペーパー (袋又は箱から中身だけを取り出したもの)、無地のタオル)

※体育館シューズ、中学校指定体育着及びジャージ

#### イ 検査会場

- (ア) 原則として本校で行う。
- (4) 通学区域が広域にわたる特別支援学校への志願者又は特別に指定する地域からの志願者は、委託検査場又は出張検査場で受検することができる。ただし、受検の許可については別途調整することがある。なお、委託検査場又は出張検査場で受検を希望する場合は、志願前相談までに必ず相談すること。

#### (7) 面接

面接は、志願者全員について志願先特別支援学校長の定めるところにより実施する。

## (8) 合格発表

ア 合格発表は、令和5年3月15日(水)の午前9時に本校において発表(掲示)する。同時 に、ホームページにも掲載する。

イ 合格者に対しては、その者が入学志願書を提出した出身学校長を通じて合格したことを通知する。

#### ウ 口頭開示について

受検者本人の学力検査得点について、第2次募集の合格発表の日の翌日から1ヶ月を経過する 日までの期間、本校において口頭による開示請求をすることができる。

#### 3 第2次募集

合格者が募集定員に満たない場合は、第2次募集を行うものとする。

## (1) 出願資格

出願できるものは、前記 2 (1) に該当する者で、県立高等学校(以下「高等学校」という) 又は県立高等支援学校(以下「高等支援学校」という)における学力検査を受検し、合格しな かった者とする。

#### (2) 出願期間

出願期間	受付時間	受付場所
令和5年3月16日(木)	午前9時~午後5時	本校会議室
令和5年3月17日(金)	午前9時~午後4時	

※郵送の場合も、この期限までに必着のこと。ただし、本校校長が特別な事情があると認めた場合は、その限りでない。

※第2次募集出願時までに特別支援学校の対象であることの証明ができるもの(療育手帳、 専門医の診断書等)が準備されていることとする。

#### (3) 出願手続き

- ア 一般入学の学力検査を受検した者は次の手続きによる。
- (ア) 県立高等学校における学力検査を受検した者は次の手続きによる。 志願者は、当該年度に第2次募集を実施する高等学校の1校・1学科・1コースに出願することができ、更に本校高等部に併願することができる。(ただし出願は、志願前相談を受けた者に限る。)
- (4) 県立高等支援学校等における学力検査を受検した者は次の手続きによる。 志願者は、当該年度に第2次募集を実施する高等支援学校等の1校・1学科・1コースに 出願することができ、更に本校高等部に併願することができる。(ただし出願は、志願前相 談を受けた者に限る。)
- (ウ) 本校志願者は、次の書類を出身中学校長等に出願期間内に一括して提出するものとする。
  - a 第2次募集入学志願書(第9号様式)
  - b 確約及び証明書(第8号様式) ただし、次の(a)または(b)の者に限る。
    - (a) 通学区域の規則第2条第1項ただし書きの規定により、同規則別表第2に揚げる地域から出願する者
    - (b) 沖縄本島、宮古島または石垣島の各地域から当該各島に所在する特別支援学校以外 の特別支援学校に出願する者
  - c 療育手帳の写
    - ※ 更新期限が超過した療育手帳は無効とする。
    - ※ 療育手帳未取得の場合は、専門医の診断書(第11号様式)
    - ※ 専門医の診断書は、障害の程度が証明可能とするものとする。(知能検査名、検査結果を必ず記入すること。)
    - ※ 療育手帳以外の障害者手帳を所持している場合は、その写も提出すること。(身体障害者手帳、精神障害者手帳等)
  - d 保護者記入調査票(本校様式)
- (エ) 出身学校長は、志願者に係る上記の書類(確約及び証明書については、前記2の(4)の イの(オ)で提出のあった者に限る。)に加え、以下の書類を本校校長に出願期間内に一括し て提出するものとする。
  - a 調査書(一般入学で提出したものと内容は同じもの)
  - b 入学志願者名簿(第10号様式)
- (オ) 本校校長は、本校志願者が学力検査を受検した学校長に次の書類の提供を求める。

- a 学力検査成績証明書(第14号様式)
- b 健康診断書(一般入学で提出のあった者に限る)
- c 写真票(第 15 号様式) ※一般入試で高等学校を受験した場合は、そのまま使用してよい。
- (カ) (エ)の出願書類等の提供を求められた学校長は、当該志願者に係る前記(エ)の書類を当該 志願者の志願する第2次募集志願先学校長へ送付する。
- (キ) 本校校長は、本校を併願する志願者が、2次募集志願先校に提出した学力検査証明書(第 14 号様式)の写を、2次募集志願先校に求めることができる。
- (ク) (キ) の出願書類等の提出を求められた高等学校及び高等支援学校長等は、当該志願者に係る前記(キ)の書類を当該志願者の志願する第2次募集の第2希望併願先学校長へ送付する。

## (4) 志願変更及び手続き

- ア 志願者は、入学志願締め切りの後、志願した高等学校、高等支援学校、学科またはコースを 変更(以下「2次志願変更」という。)することができる。
- イ 出願期間 令和5年3月16日(木)9:00~17:00 3月17日(金) 9:00~16:00 ※ 郵送の場合も、この期限までに必着のこと。ただし、本校校長が特別な事情があると認めた場合は、その限りでない。
  - ※ 第2次募集出願時までに特別支援学校の対象であることの証明ができるもの(療育手 帳、専門医の診断書等)が準備されていることとする。
- ウ 2 次志願変更をする者は、第 2 次募集志願変更願(第 12 号様式)に必要な事項を記入し、出 身中学校長等に提出すること。
- エ 出身中学校長等は、所定の期間内に志願先学校長に第2次募集志願変更願を提出し、入学願書書類の返却を受けるものとする。なお、郵送による2次志願変更の受付及び入学志願書の返却は、原則として行わない。
- オ 2 次志願変更をする者は、返却された第 2 次募集入学志願書に変更すべき事項(※印の欄)を 記入し、「3 第 2 次募集」の「(3) 出願手続」に準じて入学志願書類を所定の期間内に志 願変更先高等学校長、高等支援学校長及び特別支援学校長に提出すること。ただし、第二志望 の変更については、志願先学校長に第 2 次募集志願変更願(第 14 号様式)で申し出るだけでよ い。

## カ 入学志願書取り下げ及び再出願期間

願書取り下げ及び再出願	受付時間	受付場所
令和5年3月20日(月)	午前9時~午後4時	本校会議室

## (5) 選抜の方法

選抜は、学力検査成績証明書(第14号様式)、調査書、面接の結果等を資料として行う。

(6) 入学検査の期日及び検査場

検査(面接)期日	受付場所
令和5年3月28日(火)	本校会議室

#### (7) 合格発表

ア 令和5年3月29日(水)の午前9時に、本校において発表(掲示)する。同時に、ホームページにも掲載する。

イ 合格者に対しては、出身学校長を通じて合格したことを通知する。

## 4 調査書

本校校長は、出身学校長等が提出した調査書(第2号様式)に疑義があるときは、必要に応じて資料の提出を求めることができる。なお、疑義の報告によって入学を許可された者については、入学を取り消すことができる。

## 5 帰国子女等の入学者選抜に係る取り扱い

- (1) 帰国子女等については、入学定員の枠、通学区域等について弾力的に取り扱い、選抜の方法、検査等についても可能なかぎり配慮するものとする。
- (2) 志願者のうち、帰国子女等について、本校受検への配慮を必要とする者は「学力検査等に際しての 配慮願い書(参考様式2)を中学校長等を経て本校校長に提出することができる。
- (3) 志願者から配慮願い書が提出された場合は、提出された書類等を基に審査の上、配慮することができる。

#### 6 不登校生徒等入学者選抜に係る取り扱い

- (1) 志願者のうち、欠席又は出席扱いが多い等の理由を説明する必要があると認められる者は、自己申告書(第13号様式)を、中学校長等を経て本校校長に提出することができる。自己申告書の記入は、志願者及び保護者の直筆とする。提出にあたっては厳封してもよい。その際、封筒の裏に中学校等名、本人氏名を記入すること。
- (2) 志願者から自己申告者が提出された場合は、これを選抜資料に加えることができる。

#### 7 学力検査等に際して配慮が必要な生徒の入学者選抜に係る取り扱い

- (1) 本校受検の配慮については、「学力検査等に際しての配慮願い書」(第16号様式)に必要事項を記入し、障害・疾病等にかかる診断書等を添えて中学校長等を経て本校校長に提出することができる。
- (2) 志願者から配慮願い書が提出された場合は、提出された書類を基に審査の上、配慮することができる。

## 8 追検査

新型コロナウィルス感染症の影響により、学力検査の全部又は一部を受けることができなかった者は、追検査を受検することができる。また、追検査を受検し不合格となった者は追検査第2次募集へ出願することができる。また、県立高等学校における不合格となった者は、追検査2次募集へ併願することができる。

	期日	会場	合格発表
追検査	令和5年3月22日(水)・23日(木)	本校各会場	令和5年3月27日(月)
追検査2次募集	令和5年3月28日(火)	本校各会場	令和5年3月29日(水)

## 9 新入生オリエンテーション

日時:令和5年3月30日(木) 10:00~

場所:本校体育館

## 10 その他

- ※ 本校校長は沖縄県立特別支援学校高等部入学者選抜実施要項2の(4)のウに定める書類以外に、選抜上特に必要と認める資料については、教育長と協議して定め、中学校等や志願者へ求めることができる。
- ※ 中学校長等は、進学した者について、学校教育施行規則第24条第1項に規定する当該生徒の指導要録の抄本又は写し、学校保健安全法施行規則(昭和33年度文部省令第18号)第8条第1項に規定する生徒健康診断票及び歯の検査表ならびにキャリアパスポートを募集年度の3月末日までに特別支援学校長に提出する。
- ※ 沖縄県立特別支援学校高等部入学者選抜実施における提出書類については、沖縄県個人情報保護条例(第7条、第8条、第10条)及び沖縄県情報公開条例(第7条)に基づき保有個人情報の適切な管理及び必要な措置を講ずる。
- ※ 一般入学及び第2次募集、追検査における入学者選抜実施に関し、本募集要項に掲載されていない事項については、「令和5年度 沖縄県立入学者選抜検査実施要項 『V沖縄県立特別支援学校高等部入学者選抜実施要項』によるものとする。